

果樹施設化支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、「果樹王国やまなし」の地位を維持することを目的に、雨よけ施設を普及させるため、農業協同組合の組合員であって果実の高品質化と安定生産を実現する団体(以下「事業実施主体」という。)が実施する事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の交付対象等)

第2条 この補助金は、事業実施主体が所属する農業協同組合に交付するものとし、補助対象経費及び補助率は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請等)

第3条 補助金の交付を受けようとする農業協同組合は、補助金交付申請書(様式第1号)を別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書を提出するに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第4条 知事は、補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに交付決定を行い、補助金交付決定通知書(様式第2号)により農業協同組合に通知するものとする。

(補助金の交付条件)

第5条 補助金の交付条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 農業協同組合は、補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更(別表に定める軽微な変更は除く。)しようとする場合は、あらかじめ変更承認申請

書（様式第3号）を提出して知事の承認を受けなければならない。

（2）農業協同組合は、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、あらかじめ中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を提出し、知事の承認を受けなければならない。

（3）農業協同組合は、補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

（補助金の交付）

第6条 補助金は精算払いとする。ただし、知事が必要と認めるときは、概算払いにより交付することができる。

2 農業協同組合は、前項の規定により概算払いを受けようとするときは、概算払請求書（様式第5号）を知事に提出するものとする。

（実績報告書）

第7条 農業協同組合は、当該事業が完了したとき又は事業の廃止の承認を受けたときは、実績報告書（様式第6号）により、事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は補助金の交付を決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに知事に提出するものとする。

2 第3条第2項ただし書きにより交付の申請をした農業協同組合は、前項の実績報告書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第3条第2項ただし書きにより交付の申請をした農業協同組合は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により、補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した農業協同組合については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を、仕入れに係る消費税等相当額報告書（様式第7号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（補助金の額の確定）

第8条 知事は、補助事業の完了又は廃止に係る実績報告を受けた場合においては、その報告に係る補助事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、農業協同組合に通知するものとする。

(処分の制限)

第 9 条 この補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、知事が別に定める期間（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまでは、知事の承認を受けずに、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 前項に規定する財産処分制限期間は、補助金交付の目的及び農林畜産関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号）を勘案し、交付決定のときに示すものとする。

3 農業協同組合は、事業実施主体が取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、財産処分承認申請書（様式第 8 号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

4 知事は、前項の承認をしようとするときは、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する額を返還させるものとする。

(書類の保管)

第 10 条 補助金の交付を受けた農業協同組合及び事業実施主体は、この補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、補助事業終了の年度の翌年度から起算して 5 年間保管しておかなければならない。

(書類の提出)

第 11 条 本要綱により提出する書類は、正副 2 部を所管する農務事務所に提出するものとする。ただし、複数の市町村を区域する広域的な事業を実施する農業協同組合にあっては、代表者の住所を所轄する農務事務所とする。

附 則

1 この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱は、平成 27 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付した補助金については、この要綱は要綱失効後も、なおその効力を有する。

別表

補助対象区分	補助対象経費	補 助 率	軽微な変更
果樹施設化支援事業	雨よけ施設の資材費及び設置にかかる経費	補助対象経費の1 / 2 以内 ただし、240,870円 / 10aを上限額とする	<ol style="list-style-type: none"> 1 補助対象経費の各費目間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合 2 補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合